

第2回四日市市・楠町合併協議会

会 議 資 料

日時 平成15年10月27日(月)午後1時30分から
会場 楠町民福社会館 1階ホール

第 2 回四日市市・楠町合併協議会次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 協議事項

協議第 11 号	財産及び債務の取扱いについて	1
協議第 12 号	使用料及び手数料等の取扱いについて	4
協議第 13 号	補助金・交付金等の取扱いについて	9
協議第 14 号	町・字の区域及び名称の取扱いについて	13
協議第 15 号	慣行の取扱いについて	17
協議第 16 号	電子計算システムの取扱いについて	24

(2) 次回 (第 3 回会議) 提案事項

協議第 17 号	農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて	27
協議第 18 号	条例・規則等の取扱いについて	32
協議第 19 号	公共的団体等の取扱いについて	35

4 その他

・ 公共施設等視察の実施について

・ 次回協議会について

日時 平成 15 年 1 月 14 日 (金) 9 時 30 分から

会場 本町プラザ

5 閉 会

(1) 協 議 事 項

財産及び債務の取扱いについて

財産及び債務の取扱いについて次のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 0 月 2 7 日提出

四日市市・楠町合併協議会
会 長 井 上 哲 夫

協 定 項 目	財 産 及 び 債 務 の 取 扱 い
調 整 の 内 容	楠町の財産及び債務は、すべて四日市市に引き継ぐものとする。

協 定 項 目		財産及び債務の取扱い		関 係 項 目		備 考	
現 況						備 考	
主な財産及び債務の状況（平成14年度末）							
財 産	1 公有財産	(1) 土地・建物	土 地	6,960,299㎡	土 地	219,534㎡	
			建 物	855,156㎡	建 物	33,653㎡	
		(2) 山林		1,293,365㎡		—	
		(3) 物権	地役権	148㎡		—	
		(4) 無体財産権	著作権・商標権	2,093,100円		—	
		(5) 有価証券	株 券	724,537,400円	株 券	1,500,000円	
	(6) 出資による権利	出資金・出捐金・その他	2,215,082,471円	出資金・出捐金・その他	28,786,749円		
	2 物品	自動車（100万円以上の備品）	281台	自動車（100万円以上の備品）	27台		
	3 債権	敷 金・貸付金	721,586千円		—		
	4 基金		9,583,898千円		1,033,065千円		
	5 財産区	桜財産区	444,558㎡		—		
債 務	地方債・企業債		241,328,503千円		7,330,838千円		

関係法令	事例
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）</p> <p>（市町村の廃置分合及び境界変更） 第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。</p> <p>5 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。</p> <p>6～7 省略</p> <p>（財産の管理及び処分） 第237条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。</p> <p>2～3 省略</p> <p>（公有財産の範囲及び分類） 第238条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。 (1) 不動産 (2) 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機 (3) 前2号に掲げる不動産及び動産の従物 (4) 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利 (5) 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利 (6) 株券、社債券（特別の法律により設立された法人の発行する債券を含む。）及び地方債証券（社債等登録法（昭和17年法律第11号）の規定により登録されたものを含む。）並びに国債証券（国債に関する法律（明治39年法律第34号）の規定により登録されたものを含む。）その他これらに準ずる有価証券 (7) 出資による権利 (8) 不動産の信託の受益権</p> <p>2 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。</p> <p>3 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。</p>	<p><呉市> 川尻町の財産及び公の施設は、すべて呉市に引き継ぐものとする。</p> <p><宗像市> 2市町の所有する財産（公有財産、物品及び債権並びに基金）については、すべて新市に帰属させるものとする。</p> <p><福山市> 新市町の財産（権利及び義務を含む）及び公の施設は、すべて福山市に引き継ぐものとする。</p> <p><西東京市> 2市の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。</p> <p><前橋広域市町村合併協議会> 勢多郡大胡町、宮城村及び粕川村の財産（権利及び義務を含む。）は、すべて前橋市に引き継ぐものとする。</p> <p><岐阜広域合併協議会> 羽島市、柳津町、笠松町、北方町及び岐南町の財産及び債務は、すべて岐阜市に引き継ぐものとする。</p>

使用料及び手数料等の取扱いについて

使用料及び手数料等の取扱いについて次のとおり承認を求める。

平成15年10月27日提出

四日市市・楠町合併協議会
会長 井上哲夫

4

協 定 項 目	使用料及び手数料等の取扱い
調整の内容	<p>使用料、手数料等については、受益者負担のあり方、負担の公平性、あるいは財政状況を勘案しながら、次のとおり調整を図るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 使用料等（保育料を含む）については、原則として四日市市の制度に統一する。ただし、四日市市と楠町で差異が大きいものについては、段階的に調整する。 なお、施設の使用料については、施設ごとの算定基準に基づきそれぞれ定める。2 手数料については、四日市市と楠町のいずれかに統一する。

[協議第12号参考資料]

協議項目	使用料及び手数料等の取扱い	関係項目	使用料																																															
現況			備考																																															
四日市市		楠町																																																
主な使用料等																																																		
<保育料>																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">3歳児未満児</th> <th colspan="2">3歳児以上児</th> <th rowspan="2">国の基準額に対する徴収割合</th> </tr> <tr> <th>最低</th> <th>最高</th> <th>最低</th> <th>最高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6,700</td> <td>58,500</td> <td>3歳 4,900</td> <td>3歳 33,100</td> <td rowspan="2">70.10%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4・5歳 4,200</td> <td>4・5歳 26,600</td> </tr> </tbody> </table>		3歳児未満児		3歳児以上児		国の基準額に対する徴収割合	最低	最高	最低	最高	6,700	58,500	3歳 4,900	3歳 33,100	70.10%			4・5歳 4,200	4・5歳 26,600	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">3歳児未満児</th> <th colspan="2">3歳児以上児</th> <th rowspan="2">国の基準額に対する徴収割合</th> </tr> <tr> <th>最低</th> <th>最高</th> <th>最低</th> <th>最高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,800</td> <td>42,000</td> <td>2,700</td> <td>28,300</td> <td>53.15%</td> </tr> </tbody> </table>		3歳児未満児		3歳児以上児		国の基準額に対する徴収割合	最低	最高	最低	最高	4,800	42,000	2,700	28,300	53.15%															
3歳児未満児		3歳児以上児		国の基準額に対する徴収割合																																														
最低	最高	最低	最高																																															
6,700	58,500	3歳 4,900	3歳 33,100	70.10%																																														
		4・5歳 4,200	4・5歳 26,600																																															
3歳児未満児		3歳児以上児		国の基準額に対する徴収割合																																														
最低	最高	最低	最高																																															
4,800	42,000	2,700	28,300	53.15%																																														
<火葬場>																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">単位：円</th> </tr> <tr> <th>市内</th> <th>三重郡</th> <th>その他市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">火葬炉</td> <td rowspan="3">遺体</td> <td>12歳以上</td> <td>5,000</td> <td>30,000</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>12歳未満</td> <td>3,000</td> <td>18,000</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>死産児</td> <td>2,000</td> <td>12,000</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">人体の一部</td> <td>1,000</td> <td>6,000</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">胞衣・産汚物</td> <td>500</td> <td>3,000</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">待合室</td> <td>洋室</td> <td rowspan="2">3,150</td> <td rowspan="2">4,200</td> <td rowspan="2">6,300</td> </tr> <tr> <td>和室</td> </tr> <tr> <td>洋室兼会議室</td> <td>4,200</td> <td>5,250</td> <td>8,400</td> </tr> <tr> <td colspan="2">霊安室</td> <td>1,050</td> <td>2,100</td> <td>2,100</td> </tr> </tbody> </table>		種別	区分	単位：円			市内	三重郡	その他市外	火葬炉	遺体	12歳以上	5,000	30,000	50,000	12歳未満	3,000	18,000	30,000	死産児	2,000	12,000	20,000	人体の一部		1,000	6,000	10,000	胞衣・産汚物		500	3,000	5,000	待合室	洋室	3,150	4,200	6,300	和室	洋室兼会議室	4,200	5,250	8,400	霊安室		1,050	2,100	2,100	<p>※ 消費税相当額を含む</p>	
種別	区分			単位：円																																														
		市内	三重郡	その他市外																																														
火葬炉	遺体	12歳以上	5,000	30,000	50,000																																													
		12歳未満	3,000	18,000	30,000																																													
		死産児	2,000	12,000	20,000																																													
	人体の一部		1,000	6,000	10,000																																													
	胞衣・産汚物		500	3,000	5,000																																													
待合室	洋室	3,150	4,200	6,300																																														
	和室																																																	
	洋室兼会議室	4,200	5,250	8,400																																														
霊安室		1,050	2,100	2,100																																														
<幼稚園使用料>																																																		
4・5歳 月額6,900円		4・5歳 月額4,800円																																																
<会館>																																																		
文化会館 【第2ホール】 収容人員 609席 舞台 / 間口15m、高さ7.5m、奥行14m		町民福祉会館 【ホール】 収容人員 350席 舞台 / 間口6.6m、奥行10.5m																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日</td> <td>7,000</td> <td>10,000</td> <td>15,000</td> <td>32,000</td> </tr> <tr> <td>土・日・休日</td> <td>9,000</td> <td>12,000</td> <td>19,000</td> <td>40,000</td> </tr> </tbody> </table>			午前	午後	夜間	全日	平日	7,000	10,000	15,000	32,000	土・日・休日	9,000	12,000	19,000	40,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日</td> <td>6,000</td> <td>6,000</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>土・日</td> <td>8,400</td> <td>8,400</td> <td>8,400</td> </tr> </tbody> </table>			午前	午後	夜間	平日	6,000	6,000	6,000	土・日	8,400	8,400	8,400																				
	午前	午後	夜間	全日																																														
平日	7,000	10,000	15,000	32,000																																														
土・日・休日	9,000	12,000	19,000	40,000																																														
	午前	午後	夜間																																															
平日	6,000	6,000	6,000																																															
土・日	8,400	8,400	8,400																																															

現 況		備 考																																										
四 日 市 市	楠 町																																											
<p><体育館></p> <p>中央緑地体育館 【施設内容】 アリーナ：面積1,939㎡ 昭和43年設置 【使用用途】 バスケットボール2面、バレーボール3面、バドミントン10面、ハンドボール1面、テニス3面、卓球台21台、体操、レスリング 単位：円</p> <table border="1"> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <td>5,400</td> <td>8,100</td> <td>10,800</td> <td>21,800</td> </tr> </table> <p>※ 上記はアマチュアスポーツ使用の場合</p>			午前	午後	夜間	全日	5,400	8,100	10,800	21,800	<p>中央緑地公園体育館 【施設内容】 アリーナ：面積1,170㎡ 平成7年設置 【使用用途】 バスケットボール1面、バレーボール2面、バドミントン6面、卓球台10台 単位：円</p> <table border="1"> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>半面使用半額</td> <td>半面使用半額</td> <td>半面使用半額</td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 町外者使用の場合は、3倍の料金</p>		午前	午後	夜間	全日	1,000	1,000	1,000	—	半面使用半額	半面使用半額	半面使用半額																					
午前	午後	夜間	全日																																									
5,400	8,100	10,800	21,800																																									
午前	午後	夜間	全日																																									
1,000	1,000	1,000	—																																									
半面使用半額	半面使用半額	半面使用半額																																										
<p><テニスコート></p> <p>単位：円</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>一般</th> <th>中学生以下</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>200</td> <td>100</td> <td>1人2時間以内ただし三滝テニスコートの夜間照明使用の場合は1人1時間以内</td> </tr> </table>				一般	中学生以下	備考	個人	200	100	1人2時間以内ただし三滝テニスコートの夜間照明使用の場合は1人1時間以内	<p>単位：円</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>一般</th> <th>高校生</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>町内者</td> <td>500</td> <td>200</td> <td>1面1時間</td> </tr> <tr> <td colspan="3">夜間照明一律</td> <td>1面1時間 500</td> </tr> </table> <p>※ 中学生以下は無料 ※ 町外者使用の場合は、3倍の料金</p>			一般	高校生	備考	町内者	500	200	1面1時間	夜間照明一律			1面1時間 500																				
	一般	中学生以下	備考																																									
個人	200	100	1人2時間以内ただし三滝テニスコートの夜間照明使用の場合は1人1時間以内																																									
	一般	高校生	備考																																									
町内者	500	200	1面1時間																																									
夜間照明一律			1面1時間 500																																									
<p><水道料金></p> <p>口径20mmで30m使用した場合の料金（消費税抜き） 4,310円 単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">従量料金</th> </tr> <tr> <th>口径別</th> <th>料金</th> <th>水量区分</th> <th>料金 (1㎡につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">20mm</td> <td rowspan="5">1,510</td> <td>11㎡から 20㎡まで</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>21㎡から 30㎡まで</td> <td>155</td> </tr> <tr> <td>31㎡から 50㎡まで</td> <td>216</td> </tr> <tr> <td>51㎡から100㎡まで</td> <td>275</td> </tr> <tr> <td>101㎡以上</td> <td>337</td> </tr> </tbody> </table>			基本料金		従量料金		口径別	料金	水量区分	料金 (1㎡につき)	20mm	1,510	11㎡から 20㎡まで	125	21㎡から 30㎡まで	155	31㎡から 50㎡まで	216	51㎡から100㎡まで	275	101㎡以上	337	<p>口径20mmで30m使用した場合の料金（消費税抜き） 3,900円 単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">従量料金</th> </tr> <tr> <th>口径別</th> <th>料金</th> <th>水量区分</th> <th>料金 (1㎡につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">20mm</td> <td rowspan="6">900</td> <td>1㎡から10㎡まで</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>11㎡から20㎡まで</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>21㎡から40㎡まで</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>41㎡から60㎡まで</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>61㎡以上</td> <td>275</td> </tr> </tbody> </table>		基本料金		従量料金		口径別	料金	水量区分	料金 (1㎡につき)	20mm	900	1㎡から10㎡まで	25	11㎡から20㎡まで	130	21㎡から40㎡まで	145	41㎡から60㎡まで	180	61㎡以上	275
基本料金		従量料金																																										
口径別	料金	水量区分	料金 (1㎡につき)																																									
20mm	1,510	11㎡から 20㎡まで	125																																									
		21㎡から 30㎡まで	155																																									
		31㎡から 50㎡まで	216																																									
		51㎡から100㎡まで	275																																									
		101㎡以上	337																																									
基本料金		従量料金																																										
口径別	料金	水量区分	料金 (1㎡につき)																																									
20mm	900	1㎡から10㎡まで	25																																									
		11㎡から20㎡まで	130																																									
		21㎡から40㎡まで	145																																									
		41㎡から60㎡まで	180																																									
		61㎡以上	275																																									
		<p><下水道料金></p> <p>上水道を月30m使用した場合の料金（消費税抜き） 2,670円 単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">下水道使用料（1ヵ月につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本使用料</td> <td>10㎡まで</td> <td>720</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">超過使用料</td> <td>10㎡を超え20㎡まで</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>20㎡を超え30㎡まで</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>			下水道使用料（1ヵ月につき）			基本使用料	10㎡まで	720	超過使用料	10㎡を超え20㎡まで	95	20㎡を超え30㎡まで	100	<p>上水道を月30m使用した場合の料金（消費税抜き） 2,900円 単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">下水道使用料（1ヵ月につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本使用料</td> <td>10㎡まで</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>超過使用料</td> <td>10㎡を超え30㎡まで</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>		下水道使用料（1ヵ月につき）			基本使用料	10㎡まで	900	超過使用料	10㎡を超え30㎡まで	100																		
下水道使用料（1ヵ月につき）																																												
基本使用料	10㎡まで	720																																										
超過使用料	10㎡を超え20㎡まで	95																																										
	20㎡を超え30㎡まで	100																																										
下水道使用料（1ヵ月につき）																																												
基本使用料	10㎡まで	900																																										
超過使用料	10㎡を超え30㎡まで	100																																										

[協議第12号参考資料]

協議項目	使用料及び手数料等の取扱い	関係項目	手数料	
現 況				備 考
主な手数料				
手数料の区分	四日市市	楠 町		
納税証明（租税公課に関する証明）書交付手数料	200円	300円		
戸籍謄本・抄本交付手数料	450円	450円		
住民票の写し交付手数料	200円	300円		
印鑑登録証明書交付手数料	200円	300円		
一般廃棄物処理手数料（収集運搬手数料）	定額制	基本料金300円に1人当たり300円加算（別途消費税相当額加算）	し尿の収集、運搬18リットルにつき（消費税相当額を含む）	200円
	従量制	基本料金300円に10リットル当たり60円を加算（別途消費税相当額加算）		
ごみ処理手数料	搬入量100kg以下 （別途消費税相当額加算）	1,000円	家庭系廃棄物の処分300kgを越え100kgごとに（消費税相当額を含む）	700円
			事業系一般廃棄物の処分1000kg以下20kgごとに（消費税相当額を含む）	210円
	搬入量100kg超10kg当たり （別途消費税相当額加算）	100円	事業系一般廃棄物の処分2000kg以下20kgごとに（消費税相当額を含む）	250円
			事業系一般廃棄物の処分3000kg以下20kgごとに（消費税相当額を含む）	260円
			事業系一般廃棄物の処分3000kg以上20kgごとに（消費税相当額を含む）	270円
粗大ごみ処理手数料	指定品目1個当たり （別途消費税相当額加算）	1,000円	指定品目1個当たり （消費税相当額を含む）	1,000円
				四日市市は、定額制又は従量制いずれかにより賦課

7

関 係 法 令	事 例
<p>∞</p>	<p><呉市> (1) 使用料は、呉市の制度に統一するものとする。ただし、川尻町のコミュニティ関係、保健・福祉関係及び文化・スポーツ関係等の施設使用料については、現行のとおりとする。 (2) 手数料は、呉市の制度に統一するものとする。</p> <p><宗像市> 使用料、手数料等については、受益者負担のあり方、負担の公平性、あるいは財政状況を勘案しながら、項目別に調整を図るものとする。 1. 2市町における同一又は、同種の使用料、手数料等については、統一するものとし、新市の発足前に事前調整を行う。 2. 2市町における独自の使用料、手数料等については、他の使用料、手数料等との関係を考慮しながら、適切な負担を検討する。</p> <p><福山市> [手数料] 福山市の制度に統一するものとする。 ただし、新市町のし尿くみとり手数料については、合併年度に限り、現行のとおりとする。 [使用料] 福山市の制度に統一するものとする。 ただし、 ①新市町の施設使用料については、施設の規模、実態等を考慮しつつ調整を図るものとする。 ②府中・新市斎場やすらぎ苑の使用料については、現行のとおりとする。 ③新市町の道路占用料及び都市公園使用料（有料公園施設使用料を除く）は、合併年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p><西東京市> 2市で差異のある使用料、手数料等については、次のとおり取扱うものとする。 (1) 学校施設使用料及び公園使用（占用）料については、田無市の例による。 (2) 清掃手数料については、原則田無市の例により調整する。 (3) 事務手数料については、現行単価を基準として統一を図る。 (4) 保育料については、負担の軽減を図る方向で調整する。 (5) 学童クラブ育成料及び間食費については、田無市の例により調整する。</p>

補助金・交付金等の取扱いについて

補助金・交付金等の取扱いについて次のとおり承認を求める。

平成15年10月27日提出

四日市市・楠町合併協議会
会長 井上哲夫

6

協定項目	補助金・交付金等の取扱い
調整の内容	<p>各種団体等に交付している補助金・交付金等については、統一を図ることが望ましいものもあることから、過去の実績や実情に配慮した上で、次のとおり調整を図るものとする。</p> <p>(1) 両市町における同一又は同種の補助金等については、合併時に統合するよう調整する。</p> <p>(2) 両市町独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整する。</p> <p>なお、四日市市と楠町で差異が大きいものについては、段階的に調整する。</p>

[協議第13号参考資料]

協 定 項 目	補助金・交付金等の取扱いについて	関 係 項 目	
現 況		備 考	
四日市市		楠町	
主な補助金・交付金等			
名称：地域社会づくり総合事業費補助金 15年度予算：59,940,000円 概要：各地区で住民が自らの手で地域社会づくりを行っている団体を対象に事業費と運営費について補助。 各地区 200円×世帯数+150万円	名称：地域づくり補助金 15年度予算：1,200,000円 概要：地域づくり活動を行うグループを対象に活動費の一部を補助。 補助対象経費の90%以下（上限10万円）		
名称：集会所建設費補助金 15年度予算：35,000,000円 概要：自治会が管理する集会所の建築・修繕等に対する補助。 建築費等の3分の1～2分の1（上限630万円）	名称：自治会活動施設建築費等補助金 15年度予算：対象なし（14年度予算 566,000円） 概要：地区自治会等が、施設等の新築・増改築等を行う際に補助。 補助対象経費の3分の1～2分の1		
名称：防犯外灯新設維持費補助金 15年度予算：64,119,000円 概要：自治会の行う防犯外灯の設置等費用及び電気代を補助。 設置等費用の2分の1（上限14,000円）、年間電灯料の75%相当額	名称：防犯灯新設等補助金 15年度予算：710,000円 概要：自治会に対し、防犯灯の新設・修繕経費、電気代を補助。 負担率として50%（設置は1基につき上限10万円）		
名称：不妊治療費 15年度予算：10,000,000円 概要：不妊治療を行っている夫婦に対し、不妊治療にかかる経費の一部を助成。 自己負担額の50%（上限年度10万円）	—		
名称：老人クラブ運営費補助金 15年度予算：14,625,000円 概要：老人クラブに対し運営費の補助を行い、活動の促進を図る。 老人クラブ単位 10,000円+400円×会員数 老人クラブ連合会 200,000円+140円×会員数 同女性部 役員数（28人）×800円×開催数（6回）	名称：楠町老人クラブ連合会 15年度予算：880,000円 概要：老人クラブ活動を充実させることを目的に老人クラブ連合会に対し補助。		
名称：地域子育て支援センター事業費補助金 15年度予算：16,080,000円 概要：地域の子育て家庭に対する育児支援を行うため専門職員を配置した民間保育所及び医療機関に対して補助。 1施設につき 職員配置2,635,200円+保健相談加算1,384,800円	地域子育て支援センター事業（町事業として実施）		
名称：種苗放流事業費補助金 15年度予算：1,810,000円 概要：つくり育てる栽培漁業の一環として、ヨシエビ等、抱卵ガザミ、あさりの放流事業を実施している漁業者で構成する団体に対して補助。	名称：種苗等放流事業 15年度予算：36,000円 概要：つくり育てる栽培漁業の一環として、ヨシエビ等、抱卵ガザミの放流事業を実施している漁業者で構成する団体に対して補助。		
企業立地奨励金交付事業費 15年度予算：221,730,000円 概要：新規の企業立地や既存企業の新規設備投資、新規産業の創出などの促進。 指定施設にかかる固定資産税及び都市計画税の2分の1	—		

[協議第13号参考資料]

現 況		備 考
四日市市	楠町	
<p>名称：民間研究所立地奨励金交付事業費 15年度予算：100,000,000円 概要：民間研究開発機能の充実を図る。 対象施設に係る家屋及び償却資産の取得価格の2億円以下の部分については10%、2億円超の部分については5%を乗じた額</p>	—	
<p>名称：狭あい道路対策費 15年度予算：32,353,000円 概要：建築行為等の時期を捉えて、建築基準法に基づく道路幅を確保するため私有地を道路に提供する者に対し補助し、狭あい道路の解消を図る。 測量・分筆費用（上限15万円）又は物件の除却費用の一部（算定額の2分の1）を助成</p>	—	
<p>名称：花と緑いっぱい事業費 15年度予算：10,000,000円（基金原資を活用） 概要：市民で構成されるボランティア団体等が行う公園、街路等公共的施設の花壇設置事業及び緑化事業に対する補助。 補助対象経費相当額（上限年間50万円）</p>	—	
<p>名称：自主防災組織設置費等補助金 15年度予算：2,500,000円 概要：自主防災組織の結成及び資機材等購入に対して補助。 自主防災隊結成1隊あたり15万円、資機材整備1隊あたり5万円。</p>	<p>名称：自主防災組織機材補助金 15年度予算：300,000円 概要：自主防災組織に対して、機器購入経費の2分の1（上限10万円）を補助する。</p>	
<p>名称：私立幼稚園保育料補助金 15年度予算：19,636,000円 概要：入園料、保育料の保護者負担の軽減を図る。 市内の私立幼稚園に通う園児1人につき年額6,200円（3～5歳児）</p>	—	
<p>名称：学童保育事業費補助金 15年度予算：41,574,000円 概要：放課後、留守家庭児童の保育事業を実施している団体の運営費に対する補助。 基本額に、開設日数・長時間開設・障害児受入・土日開設により加算例）児童数20～35人、土曜日開設の場合 1,735,000円</p>	放課後児童クラブ活動事業委託（社会福祉協議会に委託事業として実施）	
<p>名称：全国大会等出場選手激励金 15年度予算：3,411,000円 概要：全国大会等へ出場するスポーツ選手団に対し参加経費の補助を行う。</p>	<p>名称：学校教育・社会教育全国大会等参加費補助金 15年度予算：1,000,000円 概要：スポーツ・文化活動の全国大会等に出場、参加する個人・団体に対し参加経費の補助を行う。</p>	

1
1

関 係 法 令	事 例
	<p><呉市> 各種団体等に交付している補助金等については、合併後統一を図ることが望ましいものもあることから、過去の経緯や実情に配慮した上で、新市において検討することとし、当面、次のとおり調整を図るものとする。 (1) 両市町における同一又は同種の補助金等については、合併時に統合するよう調整に努める。 (2) 町独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整に努める。</p> <p><宗像市> 2市町の補助金については、過去の経緯、実情を踏まえつつ、その必要性や内容を検討したうえで、新市において調整を行う。 1. 2市町における同一又は同種の補助金制度については、原則として統合を図るものとし、新市の発足前に事前調整を図る。 2. 2市町における独自の補助金制度については、他の補助金制度との均衡を考慮しながら、その必要性や内容を検討する。 (理由) 補助金の公共的必要性、効果、実績などを踏まえ、判断する必要があるため。</p> <p><福山市> 福山市の制度に統一するものとするが、新市町の従来からの経緯・実情等に配慮しつつ、調整を図るものとする。</p> <p><西東京市> 2市の補助金については、その事業目的、効果を総合的に勘案し、両市で進めてきた補助金の見直しの視点を踏まえつつ、公共的必要性・有効性・公平性の観点から新市においても引き続き、そのあり方の検討を行う。当面次のように取り扱う。 (1) 両市で同一或いは同種の団体に対する補助金は、団体の意向、協力を求めつつ統合等の推進も考慮し調整を図る。 (2) 一方の市のみにある団体に対する補助金は、制度の経緯、実績を踏まえ新市において調整を図る。 (3) 両市で同一或いは同種の事業に対する補助金は、制度の統一化に向けて調整を図る。 (4) 一方の市でのみ実施している補助金は事業の実績を踏まえ、新市に移行後、市域全体の均衡を保つよう調整を図る。</p> <p><前橋広域市町村合併協議会> 補助金、交付金等については、その事業目的、効果を総合的に勘案し、公共的必要性、有効性及び公平性の観点から合併後速やかに調整を図るものとする。</p>

町・字の区域及び名称の取扱いについて

町・字の区域及び名称の取扱いについて次のとおり承認を求める。

平成15年10月27日提出

四日市市・楠町合併協議会
会長 井上 哲夫

13

協定項目	町・字の区域及び名称の取扱い
調整の内容	四日市市と楠町の町・字の区域は、現行のとおりとする。 四日市市の町・字の名称については、現行のとおりとする。 楠町の町・字の名称については、現行から「大字」を削除した名称に変更する。

協 定 項 目	町・字の区域及び名称の取扱い				関 係 項 目	町名・大字名の制定変更
現 況					備 考	
四 日 市 市				楠 町		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 西町 ・ 安島一～二丁目 ・ 中部 ・ 北浜町 ・ 蔵町 ・ 大協町一～二丁目 ・ 浜田町 ・ 北浜田町 ・ 末広町 ・ 西浜田町 ・ 栄町 ・ 新町 ・ 新町 ・ 富田一色町 ・ 天力須賀新町 ・ 富田栄町 ・ 富田浜町 ・ 霞一～二丁目 ・ 大宮町 ・ 城山町 ・ 八田一～三丁目 ・ 大字松本 ・ 南松本町 ・ ときわ一～五丁目 ・ 赤堀南町 ・ 城西町 ・ 大字泊村 ・ 日永一～五丁目 ・ 泊山崎町 ・ 西日野町 ・ 小林町 ・ 采女町 ・ 小古曾東一～三丁目 ・ 波木南台一～四丁目 ・ 大字塩浜 ・ 石原町 ・ 宝町 ・ 高旭町 ・ 浜旭町 ・ 海山道町一～三丁目 ・ 西山町 ・ 堂ヶ山町 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 元町 ・ 西浦一～二丁目 ・ 八幡町 ・ 浜町 ・ 南納屋町 ・ 高砂町 ・ 中浜田町 ・ 十七軒町 ・ 曙一～二丁目 ・ 三栄町 ・ 幸町 ・ 新々町 ・ 相生町 ・ 平町 ・ 富双一～二丁目 ・ 東富田町 ・ 浜園町 ・ 大字羽津 ・ 大宮西町 ・ 緑丘町 ・ 別名一～六丁目 ・ 大井手一～三丁目 ・ 青葉町 ・ 中川原一～四丁目 ・ 赤堀新町 ・ 城北町 ・ 大字大治田 ・ 日永東一～三丁目 ・ 泊町 ・ 東日野町 ・ 東日野一～二丁目 ・ 采女が丘一～五丁目 ・ 貝家町 ・ 北小松町 ・ 大字馳出 ・ 宮東町一～三丁目 ・ 大池町 ・ 柳町 ・ 川合町 ・ 大井の川町一～三丁目 ・ 小山町 ・ 美里町 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西新地 ・ 堀木一～二丁目 ・ 中町 ・ 北納屋町 ・ 西末広町 ・ 尾上町 ・ 南浜田町 ・ 昌栄町 ・ 鶴の森一～二丁目 ・ 諏訪町 ・ 朝日町 ・ 元新町 ・ 天力須賀一～五丁目 ・ 富州原町 ・ 大字茂福 ・ 茂福町 ・ 東茂福町 ・ 富士町 ・ 羽津山町 ・ 山手町 ・ 南いかるが町 ・ 松本一～六丁目 ・ 西伊倉町 ・ 久保田一～二丁目 ・ 赤堀一～三丁目 ・ 石塚町 ・ 大字六呂見 ・ 日永西一～五丁目 ・ 追分一～三丁目 ・ 室山町 ・ 高花平一～五丁目 ・ 小古曾町 ・ 波木町 ・ 南小松町 ・ 塩浜町 ・ 馳出町一～三丁目 ・ 小浜町 ・ 御園町一～二丁目 ・ 中里町 ・ 大浜町 ・ 内山町 ・ 鹿間町 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諏訪栄町 ・ 北町 ・ 北条町 ・ 中納屋町 ・ 稲葉町 ・ 千歳町 ・ 新正一～五丁目 ・ 南起町 ・ 九の城町 ・ 沖の島町 ・ 本町 ・ 寿町 ・ 住吉町 ・ 松原町 ・ 富田一～四丁目 ・ 富田浜元町 ・ 南富田町 ・ 金場町 ・ 羽津町 ・ 白須賀一～三丁目 ・ 羽津中一～三丁目 ・ 西松本町 ・ 伊倉一～三丁目 ・ 芝田一～二丁目 ・ 城東町 ・ 大字日永 ・ 雨池町 ・ 泊小柳町 ・ 前田町 ・ 八王子町 ・ 笹川一～九丁目 ・ 小古曾一～六丁目 ・ 波木が丘町 ・ 森力山町 ・ 東邦町 ・ 松泉町 ・ 七つ屋町 ・ 塩浜本町一～三丁目 ・ 三田町 ・ 山田町 ・ 六名町 ・ 和無田町 	大字小倉 大字北一色 大字北五味塚 大字本郷 大字南川 大字南五味塚 大字吉崎	<調整事例> 三重郡楠町大字小倉 四日市市楠町小倉 三重郡楠町大字北一色 四日市市楠町北一色 三重郡楠町大字北五味塚 四日市市楠町北五味塚 三重郡楠町大字本郷 四日市市楠町本郷 三重郡楠町大字南川 四日市市楠町南川 三重郡楠町大字南五味塚 四日市市楠町南五味塚 三重郡楠町大字吉崎 四日市市楠町吉崎	

現 況		備 考		
四 日	市 市	桶 町		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 川島町 ・ 川島新町 ・ 高角町 ・ 智積町 ・ 桜新町一～二丁目 ・ 坂部が丘一～五丁目 ・ 小杉町 ・ 東ヶ谷 ・ あがたが丘一～三丁目 ・ 黒田町 ・ 平津町 ・ 伊坂台一～三丁目 ・ 黄金町 ・ 北山町 ・ 八千代台一～三丁目 ・ 下之宮町 ・ 蒔田一～四丁目 ・ 垂坂町 ・ 河原田町 ・ 大治田町 ・ 中野町 ・ 西村町 ・ 大字西阿倉川 ・ 阿倉川新町 ・ 三ツ谷町 ・ 三郎町 ・ 東新町 ・ 川原町 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三滝台一～四丁目 ・ 別山一～四丁目 ・ 曾井町 ・ 桜台一～三丁目 ・ 西坂部町 ・ 坂部台一～二丁目 ・ 小杉新町 ・ 赤水町 ・ 平尾町 ・ 萱生町 ・ 平津新町 ・ 山村町 ・ 朝明町 ・ 西大鐘町 ・ 大矢知町 ・ 川北町 ・ 西富田町 ・ 垂坂新町 ・ 貝塚町 ・ 大治田一～三丁目 ・ 小牧町 ・ 高見台一～二丁目 ・ 大字東阿倉川 ・ みゆきヶ丘一～二丁目 ・ 三ツ谷東町 ・ 午起一～三丁目 ・ 新浜町 ・ 陶栄町 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小生町 ・ 菅原町 ・ 尾平町 ・ 桜台本町 ・ 東坂部町 ・ 三重一～九丁目 ・ 大谷台一～二丁目 ・ 上海老町 ・ 江村町 ・ 中村町 ・ 千代田町 ・ 広永町 ・ 山城町 ・ 大鐘町 ・ 大矢知新町 ・ 川北一～三丁目 ・ 西富田二～三丁目 ・ 南垂坂町 ・ 内堀町 ・ 水沢町 ・ まきの木台一～三丁目 ・ 大字末永 ・ 野田一～二丁目 ・ 阿倉川町 ・ 末永町 ・ 高浜新町 ・ 浜一色町 ・ 滝川町 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浮橋一～二丁目 ・ 寺方町 ・ 桜町 ・ 桜花台一～二丁目 ・ 南坂部町 ・ 山之一色町 ・ 生桑町 ・ 下海老町 ・ 北野町 ・ あかつき台一～六丁目 ・ 伊坂町 ・ 山分町 ・ 札場町 ・ あさけが丘一～三丁目 ・ 下さざらい町 ・ 松寺一～三丁目 ・ 十志町 ・ 東垂坂町 ・ 川尻町 ・ 水沢野田町 ・ 市場町 ・ 大字野田 ・ 清水町 ・ 万古町 ・ 本郷町 ・ 高浜町 ・ 京町 	

関係法令	事例
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）</p> <p>（市町村区域内の町又は字の区域）</p> <p>第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。</p>	<p><呉市> 川尻町の町字名については、川尻町の意向を尊重し、決定する。</p> <p><宗像市> 2市町の町又は字の名称については、「大字」を削除した名称に変更する。また、2市町の町又は字の区域は、従前のおりとする。</p> <p><福山市> 芦品郡新市町の区域及び名称は、福山市の町の区域及び名称とする。</p> <p><西東京市> 町名の取扱いについては、2市の町名は原則として現行のおりとする。ただし、同一町名の本町については、田無市の本町を田無町に、保谷市の本町を保谷町に変更し、また、ひばりが丘団地については、ひばりが丘三丁目に統合する。</p> <p><岐阜広域合併協議会> 岐阜市、羽島市、柳津町、笠松町、北方町及び岐南町の町名・字名については、各市町の意向を尊重し、現行の町名・字名と紛らわしくないように調整するものとする。</p>

慣行の取扱いについて



慣行の取扱いについて次のとおり承認を求める。

平成15年10月27日提出

四日市市・楠町合併協議会
会長 井上 哲夫

17

協定項目	慣行の取扱い
調整の内容	<ol style="list-style-type: none">1 市章については、四日市市の市章を適用する。2 市民憲章については、1市1町で内容が類似しており、四日市市の憲章を適用する。3 市の花・木については、四日市市の花「サルビア」と、両市町共通の木「くすのき」を適用する。 また、楠町の鳥「ゆりかもめ」を新たに市の鳥として適用する。4 都市宣言については、合併後、速やかに宣言の内容について検討する。

協 定 項 目	慣行の取扱い	関 係 項 目	市・町章
現 況		備 考	
四 日 市 市	桶 町		
<p>四日市市章</p> <p>明治40年12月制定</p> <p>四日市の「四」と「日」を組み合わせで図案化</p>  <p>四日市市章は、明治40年12月21日に「四日市市徽章」として四日市市参事会において議決され、制定されたものであり、条例による規定はない。</p> <p>※市参事会とは、市制の施行により設けられた市の合議の執行機関</p>	<p>桶町章</p> <p>昭和45年11月制定</p> <p>くすの「く」と「す」を組み合わせで図案化</p> <p>同心円と直線を配し、町民の協和と福祉、町勢と文化の進展を表象</p>  <p>○町章に関する条例</p> <p>第1条 この条例は、桶町の町章を制定し、これを意義あらしめあまねく普及することを目的とする。</p> <p>2 町章は、桶町を表象し、町民の協和と福祉、ならびに町勢と文化の進展を象徴するものとする。</p> <p>第2条 町章は、別表に示す様式とする。</p> <p>第3条 町章は、おおむね次のものに使用することができる。</p> <p>(1) 町旗、町の機関・団体等の旗</p> <p>(2) 町の庁舎その他の建築物</p> <p>(3) 町の車両その他の施設および備品</p> <p>(4) 町の機関・団体等の発行する印刷物</p> <p>(5) その他本条例の目的達成のために適当なもの</p> <p>第4条 町章は、厳肅かつ丁寧に扱われなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>別表（省略）</p>		

協 定 項 目	慣行の取扱い	関 係 項 目	市・町民憲章
現 況		備 考	
四 日 市 市	桶 町		
<p>四日市市民憲章 <昭和57年8月制定></p> <p>私たちの四日市は、西に鈴鹿山脈、東に伊勢湾を望むすばらしい自然に恵まれ、古くから「市」が開かれたまちとして、また、東海道の宿場として栄えてきました。この自然と歴史のうえに近代産業が開花し、世界に広がる港とともに、明日に向かって躍進する都市です。</p> <p>私たちは、四日市市民であることに誇りと責任をもち、豊かな未来と住みよい郷土を築くため、次のことを誓います。</p> <p>1 自然を愛し緑と水のきれいなまちをつくります。 1 やさしい心のかよい合う温かいまちをつくります。 1 きまりを守り楽しく明るいまちをつくります。 1 伝統を生かし文化の香りたかいまちをつくります。 1 産業を育て活気あふれるまちをつくります。</p>	<p>桶町民憲章 <平成2年11月制定></p> <p>1 自然を愛し うるおいのある まちをつくりましょう 1 環境を整え 生きがいのある まちをつくりましょう 1 若い力を育て 希望あふれる まちをつくりましょう 1 文化を高め 誇りのもてる まちをつくりましょう 1 産業を伸ばし 活力のある まちをつくりましょう</p>		

協 定 項 目	慣行の取扱い	関 係 項 目	市町の花・木関係
現 況		備 考	
四 日 市 市	桶 町		
花：サルビア 木：くすのき 昭和47年3月選定	花：さつき 木：くすのき 鳥：ゆりかもめ 平成2年アンケートをもとに制定		

協 定 項 目	慣行の取扱い	関 係 項 目	都市宣言
現 況			
四 日 市 市	楠 町	備 考	
<p>四日市市交通安全都市宣言 <昭和37年3月宣言></p> <p>わが国産業経済の伸長と国民生活の向上に伴い、陸運交通量が著しく増加し、交通が複雑化したため、本市においても交通事故が日とともに激増の一途をたどりつつあることは、誠に憂慮にたえないものがある。崇高な市民の生命尊重理念のもとに、これらの交通事故の絶滅を期するため、市民の総意を結集し、強力な施策を全市的に推進させるようここに「交通安全都市」を宣言する。</p>			
<p>四日市市暴力追放都市宣言 <昭和58年12月宣言></p> <p>心のふれあう地域社会づくりを目指す私たち四日市市民は、その実現を妨げるいかなる暴力も看過することはできない。よって、法と秩序を守り、明るく住みよい街をつくるため、すべての勇気を結集して、私たちの街四日市から暴力を追放することをここに宣言する。</p>	<p>楠町暴力追放宣言 <昭和59年6月宣言></p> <p>心のふれあう地域社会づくりを目指す私たち楠町民は、その実現を妨げるいかなる暴力も看過することはできない。よって、法と秩序を守り、明るく住みよい町をつくるため、すべての勇気を結集して、私たちの町楠町から暴力を追放することをここに宣言する。</p>		
<p>四日市市非核平和都市宣言 <昭和60年3月宣言></p> <p>世界で唯一の核被爆国である我が国にとって、核兵器の廃絶は、国民の共通の願望である。しかしながら、核戦争の危機は依然として存在し、人類の生存に重大な脅威を与えている。憲法において、永久に戦争を放棄した私たちは、人類が再び同じ過ちを繰り返さないよう、できる限りの努力をしなければならない。かけがえない地球の平和と我が国の美しい自然を守るため、私たち四日市市民は非核三原則を堅持し、すべての核兵器がこの地球上から廃絶される日が来ることを切望して、ここに非核平和都市となることを宣言する。</p>	<p>楠町非核平和都市宣言 <昭和63年9月宣言></p> <p>世界で唯一の核被爆国である我が国にとって、核兵器の廃絶は、国民の共通の願望である。しかしながら、核戦争の危機は依然として存在し、人類の生存に重大な脅威を与えている。憲法において、永久に戦争を放棄した私たちは、人類が再び同じ過ちを繰り返さないよう、できる限りの努力をしなければならない。かけがえない地球の平和と我が国の美しい自然を守るため、私たち楠町民は非核三原則を堅持し、すべての核兵器がこの地球上から廃絶される日が来ることを切望して、ここに非核平和都市となることを宣言する。</p>		

現 況		備 考
四 日 市 市	楠 町	
<p>四日市市人権尊重都市宣言 <平成4年12月宣言></p> <p>すべての人々の基本的な人権が尊重される自由で平等な社会の実現は、人類共通の願いであります。 しかし、私たちの身のまわりには、今なお因習や偏見などによるさまざまな人権問題が存在しています。人権が侵害されることは、いかなる理由であっても許されることではありません。 人が人として尊ばれる明るく住みよい社会を築くため、私たちは、ここに四日市市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。</p>	<p>楠町人権尊重都市宣言 <平成5年6月宣言></p> <p>すべての人々の基本的な人権が尊重される自由で平等な社会の実現は、人類共通の願いであります。 しかし、私たちの身のまわりには、今なお因習や偏見などによるさまざまな人権問題が存在しています。人権が侵害されることは、いかなる理由であっても許されることではありません。 人が人として尊ばれる明るく住みよい社会を築くため、私たちは、ここに楠町を「楠町人権尊重都市」とすることを宣言します。</p>	
<p>四日市市快適環境都市宣言 <平成7年9月宣言></p> <p>さわやかな大気、清らかな水、緑豊かな自然の中で、安らぎと潤いに満ちた暮らしを営むことは、すべての人々の基本的な願いであります。 しかし、今日、私たちの活動は、私たちの身のまわりの環境のみならず、人類の生存基盤である地球環境に深刻な影響を与えつつあります。 私たちは、人も自然の一員であることを深く認識し、自然と調和したまちづくりを進め、良好な環境を将来の市民へ引き継いでいかなければなりません。 市民、事業者、行政が一体となって、二度と公害を起こさないとの決意のもと、地球的な視野に立ち、良好な環境の保全と創造を図るため、私たちは、ここに四日市市を「快適環境都市」とすることを宣言します。</p>	<p>楠町環境衛生都市宣言 <昭和40年5月宣言></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 清潔で衛生的な生活環境をつくり、町民の健康を増進する。 2. 公害を排除し、公害のない都市づくりを推進する。 3. 災害と犯罪と事故のない 安全の町をつくる。 4. 青少年をまもり、次代のための健全な環境条件をつくる。 5. 隣人を愛し郷土を愛し 社会正義を実践する善意と友情と勇気あふれる町をつくり、市民道徳を高揚する。 	

22

関係法令	事例
	<p><呉市> 慣行の取扱いについては、原則として呉市の制度に統一するものとする。</p> <p><宗像市> 慣行については、原則として新市において調整する。</p> <p><福山市> 福山市章、福山市民憲章及び福山市の「市の花」「市の木」を適用するものとする。 ただし、 ① 新市町の花である「キク」については、福山市の「市の花」に追加するものとする。 ② 新市町の木である「モッコク」については、推奨の木とするものとする。</p> <p><西東京市> (1) 市章は、新市において、調整する。 (2) 市の木、花、鳥は、新市において、調整する。 (3) 市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において、調整する。</p> <p><岐阜広域合併協議会> (1) 市民憲章については、新市としての一体感を醸成するため、合併後、速やかに制定するものとする。 (2) 市章については、岐阜市の市章を適用するものとする。 (3) 市の木、花及び市民の歌等については、新市としての一体感を醸成するため、合併後、速やかに制定について検討するものとする。ただし、現行の市町の木、花及び市民の歌等については、それぞれの地域において継承していくよう努めるものとする。 (4) 都市宣言については、合併後、速やかに宣言の内容等について検討するものとする。</p>

電子計算システムの取扱いについて

電子計算システムの取扱いについて次のとおり承認を求める。

平成15年10月27日提出

四日市市・楠町合併協議会
会長 井上哲夫

協定項目	電子計算システムの取扱い
調整の内容	<p>電子計算システムは、安全かつ適切な住民サービスの提供と行政内部事務の円滑な運用を確保するため、合併の期日までに四日市市のシステムへ統合することを基本とする。</p> <p>各システムにおいては、合併に必要な改修とともに、再構築もあわせて検討する。</p>

協 定 項 目		電 子 計 算 シ ス テ ム の 取 扱 い		関 係 項 目		
		現 況				備 考
システム分類	主なシステム名称	四日市市	楠町	両市町の現況、合併に向けた課題		
基幹系システム	宛名（個人、事業所、共有、口座）	○	○	全体的に人口規模による業務量から四日市市のシステム化が進んでいるが、四日市市の基幹システムは昭和61年度から稼働しており、現状及び今後の住民サービスへの対応に課題がある		合併にあたって3ヵ年計画で再構築を検討
	住民記録（外人登録、印鑑含む）	○	○			
	外国人登録（原票管理）	○	○			
	選挙	○	○			
	国民健康保険	○	○			
	住民税	○	○			
	固定資産税	○	○			
	法人市民税	○	○			
	収納	○	○			
	保育	○	○			
	市営住宅	○	○			
清掃	○	○				
個別システム （基幹系連携）	戸籍	○	○	四日市市のシステムへ統合することを基本とするが、各システムの現状を把握し、再構築も視野に入れ検討する		合併にあたって滞納整理システムについては2ヵ年計画で再構築を検討
	届書管理	○	○			
	保健福祉・介護保険	○	○			
	介護保険（要介護認定審査）	○	○			
	滞納整理	○	○			
	農地情報、農業共済、転作	○	○			
下水受益者負担金	○	○				
情報系システム	グループウェア	○	○	四日市市において総合的な行政内部情報システムを導入中		
	財務会計	○	○			
	文書管理	○	○			
	庶務事務	○	○			
	公用車管理	○	○			
個別システム （情報系連携）	人事給与	○	○	効率性や、保守経費も勘案し、検討していく必要がある		合併にあたって人事給与システムについては2ヵ年計画で再構築を検討
	水道料金	○	○			
地域情報系システム	ホームページ	○	○	地域情報系システムについては、広域的な取り組みを行っている		
	電子自治体（住民との接点業務）	○	○			
	住民基本台帳ネットワーク	○	○			
	公共施設予約管理	○	○			
	図書管理	○	○			
	防災気象情報収集	○	○			
GIS	○	○				
個別システム （単独）	建築確認申請	○	○	三重県が管理している楠町分のデータについて、今後検討していく必要がある		
	公害テレメータ監視	○	○			
情報基盤	ネットワーク	○	○	一人一台パソコンの配備、庁内ネットワークの敷設など情報基盤整備はともに完了		
	一人1台パソコン	○	○			

関係法令	事例
	<p><西東京市> 当面両市の既存の電算システム（ホストコンピュータ及びシステム）を有効活用しながら、住民サービスの低下を招かないように合併時に電算システムの統合を図るものとする。但し、新市発足後、できるだけ速やかに新市の電算システムを構築し、地域情報化の課題に対応できる環境整備を行うものとする。</p> <p><周南市> 新市の発足と同時に、市政運営や市民生活に支障なく電算処理を行うことを目標に、市民生活に密接に関連した業務を優先しながら、段階的な統合を図る。</p> <p><秋田市・河辺町・雄和町合併協議会> 電算システムについては、原則として秋田市の電算システムに統合を図る。統合にあたっては、住民サービスの低下を招かないため、合併時に稼働できるよう調整するものとする。</p>

そ の 他

公共施設等視察の実施について

今後、合併協議を進めていくにあたり、協議会委員が1市1町の施設やこれまでの取り組み等を相互に理解し合い、新たなまちづくりへ役立てるひとつのきっかけとするため、下記の要領にて実施します。

記

1．実施日 平成15年11月14日（金）

2．行 程 裏面視察行程案に基づく

3．対 象 四日市市・楠町合併協議会委員

4．利用交通 貸切バス

5．その他 第3回合併協議会の終了後、出発いたします。

昼食は四日市港ポートビル内を予定しています。

ご欠席の場合は31日（金）までにご連絡をお願いします。

11月14日 視察行程案

10:35 本町プラザ 出発

11:00 ポートビル(説明・見学40分、昼食40分)

12:20 ポートビル出発

12:35 ハイテク工業団地(車窓)

12:45 四日市東IC(～13:00四日市IC)

鈴鹿山麓リサーチパーク内車窓

13:25 ICETT(説明15分・見学15分)

13:55 ICETT 出発

14:30 楠町保健福祉センター：ゆりかもめ(見学)

14:50 楠町保健福祉センター：ゆりかもめ 出発

15:00 楠中央緑地公園(見学)

15:30 楠中央緑地公園 出発

楠町役場～四日市市役所経由

16:00 本町プラザ 到着